

4 生流第 3 1 8 0 号
令和 4 年 1 1 月 2 9 日

各団体の長 様

福島県農林水産部長
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について（依頼）

本県の農業振興につきまして、日頃から御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、令和 4 年 1 1 月 2 9 日に本県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり、現在、家きんへの本病のまん延を防ぐため、家畜伝染病予防法等に基づき、防疫措置が講じられているところです。

食品安全委員会は、「我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えている。」としております。

つきましては、貴会におかれましても、本病に関する正確な知識のもと、本県産の家きんの肉及び卵の取扱いについて、「福島県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき、特段の御配慮を頂きますようお願い申し上げます。

なお、別紙のとおりチラシ等を添付いたしますので、必要に応じて御活用頂きますようお願いいたします。

記

1 家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考える理由

(1) 鳥インフルエンザウイルスは熱に弱く、WHO（世界保健機関）によると、ウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、食品を十分に加熱調理して食べれば感染の心配はありません。

(2) 鳥インフルエンザウイルスは酸に弱く、ヒトの体内で胃酸等の消化液により死滅すると考えられています。

2 食品安全委員会ホームページURL

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html

(事務担当 農林企画課 主任主査 大槻 024-521-8041
主査 瀧田 024-521-8027)